

近時の米国の競争政策と政権交代による影響

2025年1月21日 14:00~16:00

講師：森・濱田松本法律事務所パートナー 弁護士 高宮 雄介氏

1. イントロダクション

- ・2025年1月20日(米国)の民主党バイデン政権から共和党トランプ政権へ政権交代で、政策も抜本的に転換する可能性がある。反トラスト法政策もその対象により大・中・小の変更があるだろう。

2. リーダーシップの交代¹

- ・反トラスト法当局のリーダーシップも交代となる。

政権	第1次トランプ政権(共)	バイデン政権(民)	第2次トランプ政権(共)
DOJ 司法長官 同反トラスト局長	Jeff Sessions; William P. Barr Makan Delrahim	Merrick B. Garland Jonathan Canter	Pam Bondi ² Gail Slater ³
FTC 委員長 同委員	Joseph Simons(共) Robert Chopra(民) Rebecca Slaughter(民) Noah Phillips(共) Christine Willson(共)	Lina Kahn(民) Rebecca Kelly Slaughter(民) Alvaro Bedoya(民) Meissa Holyoak(共) Andrew N. Ferguson(共)	Andrew N. Ferguson (共) ⁴ Rebecca Kelly Slaughter(民) Alvaro Bedoya (民) Meissa Holyoak (共) Mark Meadow (共) ⁵

3. 各分野における近時の政策⁶

3-1 カルテル・談合を中心とした刑事執行

(1) 全般的傾向

- ・第1次トランプ政権(2017-2020)、バイデン政権(2021-2024)ともに以前と比べ執行は低水準。
- ・バイデン政権は、第1次トランプ政権と比べても執行は低調。

会計年度 ⁷	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023	FY2024
摘発件数	60	51	24	18	26	20	25	18	9	20
有罪会社数	15	14	11	9	10	12	8	2	12	3
有罪個人数	15	31	34	53	22	13	6	6	22	10
罰金額合計 ⁸	986	458	2,786	199	257	634	151	2	267	11

¹ <https://www.justice.gov/ag/historical-bios>

https://www.ftc.gov/system/files/attachments/commissioners/commissioner_chart_timeline.pdf

² トランプ大統領指名済み。上院承認を待つ。

³ 注1と同じ

⁴ トランプ大統領指名済み。2024年上院承認済み。

⁵ 注1と同じ。

⁶ <https://www.justice.gov/opa/media/1385471/dl>

⁷ 米国連邦政府の会計年度。FY2015は2014年10月1日から2015年9月30日まで

⁸ 単位100万ドル

(2)公共入札分野

・第1次トランプ政権において公共入札談合調査チーム(PCSF⁹: Procurement Collusion Strike Force)が設置され下記をふくむ多数の公共入札談合が摘発された。

- ① North Carolina 州運輸局調達に係る案件
- ② Minnesota 州土木工事案件
- ③ 韓国米軍基地の管理修繕案件
- ④ 連邦刑事施設における配食案件
- ⑤ Connecticut 州公共施設における配管絶縁工事案件
- ⑥ California 州運輸局に係る管理修繕工事案件
- ⑦ Montana 州、Wyoming 州における高速道路修繕案件
- ⑧ Oklahoma 州等の学校におけるスポーツ用品の調達案件
- ⑨ 国防総省を含む連邦政府の IT 製品及び関連サービス調達案件

(3)労働分野

・2016年10月、DOJ と FTC による Antitrust Guidance for Human Resource Professionals¹⁰が公表され、当局は労働分野での執行を強化する姿勢を示した。とりわけ賃金カルテル(Wage Fixing Agreements)と引き抜き防止協定 (No-poaching Agreements) である。

・2025年1月16日、上記 Guidance を改訂した Antitrust Guidelines on Business Practices that Impact Workers¹¹が DOJ と FTC により公表されたが、第2次トランプ政権がこれを維持するかは不透明である。

・1月16日のガイドラインには、退職後の就職・就業を妨げる (ア) 広範囲な秘密保持合意、(イ) 研修費用の償還合意、(ウ) 過去の顧客への接触禁止合意、(エ) 退職時の違約金等の合意が、競争制限的の可能性ありとされている。

・近時の執行としては下記事件がある。有罪は1件のみ。

- ①U.S. v. Jindal, et al(No.20-cr-358)→無罪
- ②U.S. v. Surgical Care Affiliates (No.21-cr-00011)→取下げ
- ③U.S. v. Hee, et al(No.21-cr-00098)→有罪
- ④U.S. v. DaVita Inc. et al(No.21-cr-00229)→無罪
- ⑤U.S. v. Patel, et al(No.21-cr-00220)→無罪
- ⑥U.S. v. Manahe et al(No.22-cr-00013)→無罪
- ⑦U.S. v. Lopez(No.23-cr-00055)→係属中

⁹ <https://www.justice.gov/atr/procurement-collusion-strike-force>

¹⁰ <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/antitrust-guidance-human-resource-professionals-department-justice-antitrust-division-federal-trade>

¹¹ <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2025/01/ftc-doj-jointly-issue-antitrust-guidelines-business-practices-impact-workers>

(4)脱炭素・ESG 等に向けた協調行動

・米国において脱炭素・ESG 等に向けた対応自体が低調。脱炭素・ESG 等に向けた協調行動が反トラスト法違反という批判もあるので協調行動から離脱する企業もある。

(5)アルゴリズムによる価格設定等

・2024年8月23日、DOJ はシャーマン法第1条及び第2条違反としてアルゴリズム利用の不動産賃貸業者に対する民事訴訟を提起した。現在係属中¹²。

3-2 独占及び独占企図行為

(1)全般的傾向

・シャーマン法第2条に基づく民事訴訟提起件数

会計年度	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023	FY2024
提起件数	13	5	3	3	9	7	7	13	5	16

(2) Big Tech に対する著名訴訟

・2020年10月、下院司法委員会競争法・商法・行政法小委員会が報告書¹³を公表した。

・下記①～⑤の著名訴訟がある。

① United States v. Google LLC (1:20-cv-03010)¹⁴

・シャーマン法第2条に基づく、Google の検索エンジン及び検索広告市場の独占に関する訴訟。

・問題解消措置を巡り Google と DOJ の協議継続中。

② United States v. Google LLC (1:23-cv-00108)¹⁵

・Google が広告主に Google 広告技術を利用させ、競争他社の広告技術を排除したことに関連する訴訟。

③ Federal Trade Commission v. Meta Platforms, Inc.(1:20-cv-03590)¹⁶

・Meta が Facebook に対する競争事業者のアクセスを不当に排除したことに関連する訴訟

④ Federal Trade Commission v. Amazon.com Inc. (2:23-cv-00932)¹⁷

・Amazon がオンラインスーパーマーケット、オンラインマーケットプレイスにおいて出品者の行為を不当に抑制したことに関連する訴訟。

¹² <https://www.justice.gov/atr/case/us-and-plaintiff-states-v-realpage-inc>

¹³ https://democrats-judiciary.house.gov/uploadedfiles/competition_in_digital_markets.pdf

¹⁴ <https://www.courtlistener.com/docket/18552824/united-states-of-america-v-google-llc/>

¹⁵ <https://www.courtlistener.com/docket/66753787/united-states-v-google-llc/>

¹⁶ https://www.govinfo.gov/app/details/USCOURTS-dcd-1_20-cv-03590

¹⁷ <https://www.courtlistener.com/docket/67515622/federal-trade-commission-v-amazoncom-inc/>

⑤ United States v. Apple Inc. (2:24-cv-04055)¹⁸

- ・ Apple が他社による Supper Apps の開発、携帯クラウドストリーミングサービス、メッセージアプリ、スマートウォッチ機能、デジタル財布機能等を抑圧、制限したことに関連する訴訟。

3-3 企業結合

(1) 全般的傾向

会計年度	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021	FY2022	FY2023	FY2024
調査開始件数	67	65	55	65	72	59	75	73	44	74
HSR 届出数	1,801	1,832	2,052	2,111	2,089	1,637	3,520	3,152	1,805	1,973
2次要求数	27	29	18	19	31	25	23	22	11	29

(2)2023 年企業結合ガイドライン

- ・ 2010 年企業結合ガイドラインとの比較で厳格化している。
- ・ 第 2 次トランプ政権による撤回可能性有という見解もある

(3) HSR 届出様式改正

- ・ HSR の item4(c),4(d)文書の対象が拡大される。2025 年 2 月 10 日施行予定。
- ・ 届出を行う企業にとって負担増となる。

(4) 主な審査案件

① United Health/Change Health

- ・ 健康保険事業者 United Health が顧客データを有する Change Health との垂直型企业結合を計画。
- ・ DOJ は問題解消措置不十分として提訴するも敗訴。DOJ は控訴するも後に取下げ¹⁹。

② Assa Abloy/Spectrum

- ・ 住宅用ドア設備会社同士の水平型企业結合。
- ・ DOJ 提訴するも、問題解消措置を修正して和解成立²⁰。

③ Illumina/Grail

- ・ DNA 透視装置メーカーがガン検査薬メーカーを垂直型企业結合実施。

¹⁸ <https://www.courtlistener.com/docket/68362334/united-states-v-apple-inc/>

¹⁹ <https://radiologybusiness.com/topics/healthcare-management/healthcare-economics/department-justice-unitedhealth-change-healthcare>

²⁰ <https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-reaches-settlement-suit-block-assa-abloy-s-proposed-acquisition-spectrum>

(外国競争法研究会 要点整理)

・FTC は企業結合破棄命令を出したが、Illumina が提訴。巡回控訴裁判所は FTC 命令を認める。但し、FTC 側に修正すべき箇所がありとする²¹。

④ Microsoft/Activision Blizzard

- ・Microsoft によるゲーム開発事業者の垂直型企業結合。
- ・FTC は差止請求訴訟を提起したが一旦取り下げた。Microsoft は取引実施した。²²

⑤ Booz Allen Hamilton/EverWatch

- ・情報提供事業者間の水平型企業結合。
- ・DOJ が差止請求するも、敗訴²³。

3-4 その他の分野

(1) 離職後の競業避止義務契約条項 (Ban on Non-Competition Clauses in Employment Agreements)

- ・2024 年 4 月 19 日、FTC が規則として採択、9 月 4 日に施行予定であった²⁴。
- ・2024 年 8 月 20 日、Ryan LLC v. Federal Trade Commission (3:24-cv-00986) 事件判決により、施行が停止された²⁵。

(2) ロビンソンパットマン法の執行

・FTC は下記 2 件の提訴を行った。ロビンソンパットマン法の執行は従前と比べ活発化している。

① 2024 年 12 月 18 日、Glazers Wine and Spirits²⁶

- ・アルコール販売を行っている大手販売店とパパママストアとの価格を不当差別したというもの。

② 2025 年 1 月 17 日、PepsiCo, Inc²⁷

- ・PepsiCo が大手販売店と中小小売店への卸価格を不当に差別したというもの。

²¹ <https://www.ca5.uscourts.gov/opinions/pub/23/23-60167-CV0.pdf>

²² <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/2210077-microsoftactivision-blizzard-matter?form=MG0AV3>

²³ <https://www2.mdd.uscourts.gov/Opinions/Opinions/Booz%2019%20Oct%202022.pdf>

²⁴ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-05-07/pdf/2024-09171.pdf>

²⁵ <https://cases.justia.com/federal/district-courts/texas/txndce/3:2024cv00986/389064/153/0.pdf?ts=1720216729>

²⁶ <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2024/12/ftc-sues-southern-glazers-illegal-price-discrimination>

²⁷ <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2025/01/ftc-sues-pepsico-rigging-soft-drink-competition>

4. 政権交代による競争政策への影響

カルテル・談合等の刑事執行分野における今後の見込		政策変更可能性
全般的傾向	現状から執行が大きく増加することは考えにくい	小~中
公共入札	引き続き高水準の執行が続く	小
労働分野	ペースは低下しつつも摘発が継続	中
脱炭素関連	州レベルの動きに止まる	小~中
アルゴリズム関連	引き続き注目分野として執行対象となる	小~中
独占及び独占企図行為の分野における今後の見込		
全般的傾向	新規提訴よりも提訴済み案件を中心に訴訟が迫られる	小~中
デジタル分野	Big Tech に対する提訴済み案件の処理、Google 訴訟における問題解消措置の検討が継続。新奇性ある Theory of Harm の主張は減少	小~中
企業結合		
全般的傾向	審査の厳格化、新奇性ある Theory of Harm の主張は見直しの可能性あり。垂直型企業結合を中心に精緻な審査傾向は継続	中~大
企業結合ガイドライン	2023 年ガイドラインは撤回される可能性	大
HSR 新様式	新様式が予定通り施行されるかの見通しは困難。様式改定自体が撤回される可能性は低い。	中
その他の分野		
離職後の競業禁止条項の禁止ルール	禁止ルールの全面的見直しの可能性	大
価格差別規制	提訴済み案件は訴訟迫行。価格差別規制は継続執行されるが活発化は不明	中

以上